貸出券の更新手続
をお願いします。

図書館では、利用者の皆様の登録情報を確認するため
貸出券の有効期間を**１年間**とし、毎年更新手続が必要となります。

更新手続に必要なもの

①	ご本人の来館	②	貸出券
③	住所・氏名・生年月日の確認ができるもの （保険証、免許証、社員証等の原本）	④	（通勤・通学の方のみ） 勤務先・学校の所在地が確認できるもの

更新手続が可能な期間

貸出券発行年月日から１年後の日（以下、期間満了日とする）
が属する月の前月初日から期間満了日の属する月の月末まで

例）令和４年４月１０日発行　➡　令和５年３月１日～令和５年４月３０日に更新手続が可能です

※やむを得ない事情により期間内に更新できなかった場合は、５年以内に更新手続をすれば同じ貸出券をお使いいただけます。
※貸出券を紛失した場合は再発行手続をお願いいたします。
※長期間（約５年）使われておらず登録データが削除されている場合は登録手続をお願いいたします。

（例）令和４年４月１０日に貸出券を発行した場合

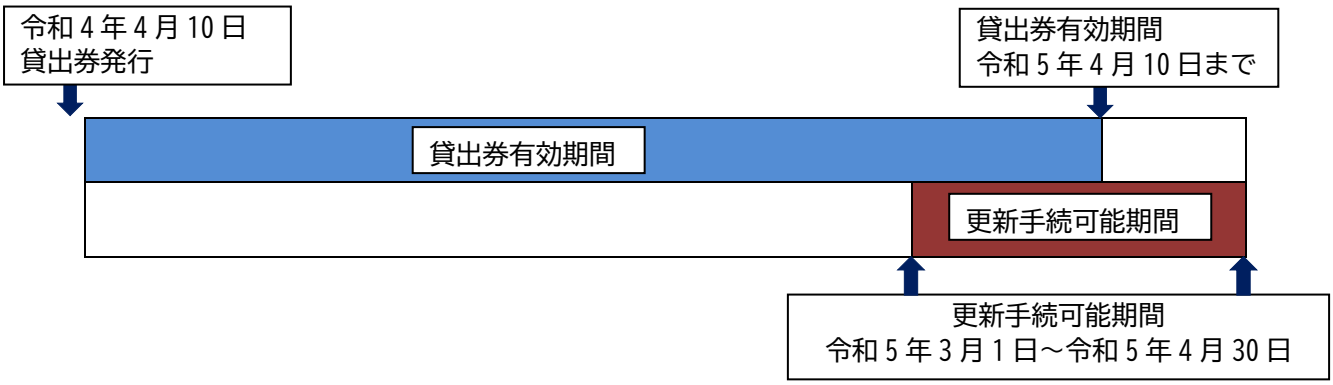

※ただし、やむを得ない事情により更新できなかった場合は令和10年４月30日まで更新可能です。

★更新手続可能期間中であっても、貸出券有効期間を過ぎると、資料の貸出・予約・延長はできなくなります。詳しくは図書館にお問合せください。

問合せ先：戸田市立中央図書館　ＴＥＬ０４８－４４２－２８００
ホームページ　https://library.toda.saitama.jp